26 日工会第 30 号
2026 年 2 月 5 日

輸出管理委員会
輸出管理部会委員　殿

（一社）日本工作機械工業会

# 輸出管理委員会　第 7 回輸出管理部会 記録

1.日　時　2026 年 1 月 28 日（水）13：00～17：00

2.形　式　対面形式及びオンライン形式

3.会　場　機械振興会館 5 階「5S-2」会議室

4.出席者（順不同、敬称略）計 23 名：うちオンライン参加 11 名

| | | |
|---|---|---|
| 部 会 長 | 柴田　明仁（オ ー ク マ） | |
| 副部会長 | 大友　明宏（芝 浦 機 械） | |
| 同 | 淺羽　隆好（エンシュウ） | 佐藤　忠仁（オ ー ク マ） |
| 同 | 大橋　敏雄（ジェイテクト） | 柴田圭太郎（ジェイテクト） |
| 同 | 久保田晃正（スター精密） | 小澤　裕二（高 松 機 械） |
| 同 | 堀井　邦弘（ツ　ガ　ミ） | 中平　弘樹（DMG 森精機） |
| 同 | 吉村　　司（中村留精密） | 久良　賢二（ﾆﾃﾞｯｸﾏｼﾝﾂｰﾙ） |
| 同 | 宮嶋敬一郎（ファナック） | 中村　　真（ブラザー工業） |
| 同 | 小畑　哲朗（ホ ー コ ス） | 山田　裕樹（牧野フライス） |
| 同 | 七井　正三（三 井 精 機） | 河合　泰弘（三 菱 電 機） |
| 同 | 大西　健介（ﾔﾏｻﾞｷﾏｻﾞｯｸ） | |
| 研 究 員 | 松浦　和雄（日本工作機械工業会） | |
| 事 務 局 | 辻 知成、礒嵜　裕行、下里　拓朗 | |

5.議　事

冒頭、柴田部会長より「2026 年最初の輸出管理部会に出席を頂き感謝を申し上げる。オンラインとの併催ではあるが熟議を尽くしたい。」旨の挨拶があった。

（1）「中古工作機械チェックフォーム活用状況等」に関するアンケート調査結果報告

①事務局より、資料 No.1 に基づき、「中古工作機械チェックフォーム（日工会チェックフォーム）活用状況等」に関するアンケート調査結果について、以下要旨の説明があった。

ア．前回の中間報告時点では未回答であった企業からの回答がそろい、全 66 社中 66 社から回答（100%）を得た。

イ．断ち切れ案件について、各社に問い合わせ元を確認した結果、最も多かった問い合わせ元は中古機取扱い事業者であった。
ウ．断ち切れ案件の内容として、該非判定に関する確認および該非判定書の作成依頼に対し、必要資料の提出、内容の再確認、有償対応である旨を説明した後、先方からの連絡が途絶えそのまま終了するケースなどが確認された
エ．前回の部会での指摘を踏まえ、日工会チェックフォームの活用状況について「活用している」、「活用していない」、「相談・利用機会がない」の 3 区分で整理した結果、実測結果の確認依頼に対して、活用している企業は 14 社、活用していない企業は 15 社（活用していない理由が未回答の企業を含む）、相談・利用機会がない企業は 37 社となった。

②柴田部会長より、「自社判断により日工会チェックフォームを使用しなかった企業については、チェックフォームと同等の厳格さで対応できていれば問題はないが、簡便な対応を優先し、日工会チェックフォームレベルの厳格さを明らかに下回る対応となっていた場合は課題である。このため、次回のアンケート実施にあたっては、チェックフォームを活用すべき局面であったにもかかわらず使用しなかったケースの有無を確認するとともに、使用されなかった場合にはその理由を把握できる設問を設け、実態を把握することが望ましい。」旨の発言があった。

③以上の説明を受けて、委員より以下要旨の意見が挙がった。
ア．次回調査時、問合せのあった中古業者などの社名までわかると、同じような業者がどれほど他で問合せをしているのか把握できる。
イ．「チェックフォームを活用していない」と回答しているケースの中にも、実際には、問い合わせへの個別対応や、見積対応の流れの中で測定まで実施しているなど、チェックフォームを使わない形で対応しているパターンがいくつもあると思われる。
ウ．次回調査を実施するに当たって、突然依頼がきても回答できない企業も多いため、事前アナウンスをしておけば、各社であらかじめ問合せの台帳管理等の準備ができる。
エ．件数の確からしさは、代表電話や営業など色んなルートから問合せが入るので、その相談が入る窓口が一元化できていない点が弊社の課題。
オ．チェックフォームは基本的には自社測定ではなく、メーカーに測定を依頼する流れを促すための仕組みであると認識しているため、チェックフォームを簡素化することは本来の趣旨から外れる可能性があるので、調査表の立ち位置を明確化した上で、今後の在り方を検討していく必要がある。

④柴田部会長より、「各社において、輸出管理に関する問い合わせ窓口は、ホームページの Q&A、代表電話、営業担当経由など複数存在しているのが実情である。また、各窓口で対応レベルに差があることが懸念されるた

め、窓口の一元化や対応レベルの統一化を図る必要がある。」旨の発言があった。

⑤柴田部会長の発言を受け、事務局より「日工会ホームページ内に、本件における問い合わせ先一覧を掲載しているので、輸出管理研修会の際に、久良講師から同一覧を紹介し、問い合わせ先の一元化に向けた啓蒙を行う。」旨の提案があった。

⑥事務局からの提案を受け、柴田部会長より、「研修会等での啓蒙に加え、輸出管理委員会において本アンケート結果を報告する際、併せて各社内の部門間で対応レベルに差がある場合には、窓口対応レベルの統一を図るよう促してもらいたい。また、次回輸出管理委員会において次回調査の実施について報告し、調査期間は今年 1 月 1 日を起算日として実施すること、加えて、事前アナウンスとして、輸出管理部会の記録および資料を委員会に送付する際に告知してもらいたい。」旨の発言があった。

⑦以上の意見を踏まえて、本アンケートの次回実施の事前アナウンスとして記録等を委員全体に送付する際、調査期間は 1 月～12 月として次回輸出管理委員会後に実施する旨を告知することとした。

⑧委員から、チェックフォームの簡素化や記載方法のガイドライン策定の方針について指摘があり、これに対し事務局より、「チェックフォームの内容は、ISO 測定を行う上で必要な項目をすべて網羅しているため、項目自体を変更する予定はない。しかし、解釈が難しく記入しづらい項目について、『どのように記載すれば分かりやすくなるか』という点を、今回の調査でチェックフォームの簡素化が必要と回答した企業を対象に、改めてヒアリングを行い、改善を図っていく予定である。」旨の説明がなされた。

⑨研修会の講師を務める久良委員より、資料 No.2 に基づき、本アンケート結果を基に、輸出管理研修会にて講演の題材として活用する講演資料の説明があった。

⑩久良委員の説明を受け、委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア. 資料内 P44 以降にチェックフォームの記入方法等が記載されているため、これを確認することでこれまで記入に不確かさがあった部分の改善が期待されるので積極的に活用していきたい。

（２）「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」に関する特別一般包括許可活用状況アンケート調査結果報告

①事務局より、資料 No.3 に基づき、「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」に関する特別一般包括許可活用状況アンケート調査

結果について、以下要旨の説明があった。

ア．前回の中間報告時点では未回答であった企業からの回答がそろい、全66社中66社から回答（100%）を得た。

イ．設問7にて、既に特別一般包括許可を取得しているものの、「従来どおり個別許可申請とする」と回答した企業に理由を確認したところ、個別許可と特別一般包括許可が混在することによる管理の混乱や法令違反リスクを懸念し、また個別許可の方が海外商社・需要者にE/Lの重要性を認識させやすく、実務負担面でのメリット差も小さいため、当面は現状維持とし状況を見守る判断としたとのことだった。

②委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア.届け出後、当局に受理された後14日以内に差し戻された案件があれば、共有していただきたい。どのようなケースで差し戻しが行われているのかを把握できれば、個別許可で対応すべき案件の判断につなげることができる。

③研修会の講師を務める大橋委員より、「特別一般包括許可を取得しているにもかかわらず、個別許可により輸出を行っている企業が8社ある点については、ダブルスタンダードとなり管理が煩雑であることが一因ではないかと推察。特別一般包括許可の有効期限は3年であるが、その都度EUCの再取得が必要となるのか、また様式18による実績報告を継続的に行うかまだ不明である。本制度は各社でいろいろな使い方があると思われるため、どのようにすればうまく活用できるか考えてもらえるよう、研修会テキストの作成を進めていきたい。」旨の発言があった。

④柴田部会長より、「本調査の結果は、当局も関心を有していると思われるため、当局と共有していただきたい。その際、本調査結果から、本制度の活用状況はそれほど多くなく、インセンティブとして十分に機能していない点を示してもらいたい。」旨の発言があった。

⑤委員より、「当局が9月から10月にかけて実施した工作機械メーカーへのヒアリング結果を踏まえ、今後の輸出管理の方向性を示すとしていた件についても併せて確認した方がよい。」旨の付言があった。

⑥事務局より、⑤について「1月27日（火）に経済産業省を訪問し、当該方向性の検討状況を確認した結果、『鋭意検討中』との回答を得た。」旨の説明がなされた。

（3）海外向け工作機械の輸出管理講習会の結果について

①事務局より、資料No.4に基づき、シンガポール、マレーシア及びフィリピンを対象とし、オンラインで開催された工作機械の輸出管理講習会の

結果について以下要旨の説明があった。

ア. 松浦研究員が講師、大橋委員が輸出管理アドバイザーをそれぞれ務め、受講者数は 64 名（シンガポール 18 名、マレーシア 20 名、フィリピン 21 名、不明 5 名）であった。

イ. 講演内容は、工作機械におけるリスト規制の内容や需要者・用途の確認ポイント等について講演。

ウ. 当日の質疑応答では、オンラインから再輸出、再々輸出に関する質問が 1 件寄せられた。

②引き続き、事務局より、資料 No.5 に基づき、今回の輸出管理講習会のアンケート結果について以下要旨の説明があった。

ア. 受講者 64 名の内、22 名から回答を得て、業態別では、日本の工作機械メーカーの子会社・支店が 14 名（64%）と過半数を占めた。

イ. 多くの参加者が、講習会の理解度、参考度および満足度について高い評価を示しており、本講習会の開催意義が大きかったことが伺えた。

ウ. 講演時間は当初 3 時間を予定していたが、実際には約 2 時間で終了し、講演時間の適正度については、「最適」または「適切」との回答が大半を占めた。

エ. 自由記述では、現行の規制遵守体制について、親会社の支援もあり有効に機能している一方で、中古機市場における転売が管理上の課題となっているとの意見があった。また、セミナーは内容・時間ともに適切であり、受講者の輸出管理に対する理解促進に寄与しているとの意見も寄せられた。

③松浦講師からの感想は以下要旨の通り。

ア. 当初 3 時間を予定していた講演が 2 時間で終了してしまい、講師として時間配分が十分にできていなかった点が反省点であった。

④アドバイザーとして本講習会に参加した大橋委員からの感想は以下要旨の通り。

ア. 輸出管理法が制定されている国が 3 カ国あるので、それに関した情報を盛り込むことができていれば、日本から輸出されてきた機械に限らず、自らが輸出する場合にも規制を受けることになるため、適切に管理する必要があるというメッセージを伝えることができたと考えられるため、事前にその点を盛り込むべきであった。

イ. 質疑応答における回答の補足として、「り地域」向け特別一般包括許可の場合でも、輸出許可条件の中で、包括許可取扱要領別表 3 に「提出書類通達様式 2 の誓約書を取得すること」と記載されていることから、特別一般包括許可であるからといって、再輸出に関する制限がなくなるわけではない点を付け加えるべきであった部分が反省点。

ウ．講演時間は、2 時間程度の方が受講者が集中して受講できるので、結果として丁度よかった。

⑤委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア．講習会で使われた資料を可能なら共有してもらいたい。

⑥柴田部会長より、「本講習会において、どのような内容を伝えたことで高評価を得られたのか、また今後も同様の形で実施すべきかについて整理し、そのフィードバックを日本の親会社に伝えられるとよい。」旨の発言があった。

⑦①～④の説明及び意見を受けて、次回以降の開催に向けて、引き続き適宜検討しながら海外講習会の開催運営を進めていくことを確認した。

（4）輸出管理講習会の事前質問及び個別相談について

①事務局より、資料 No.6 に基づき、2 月 9 日（月）（大阪）、10 日（火）（名古屋）及び 17 日（火）（東京）の輸出管理講習会での個別相談会における個別相談及び事前質問の内容について説明があった。

②質問内容を部会にて確認したところ、講習会当日、各講師（柴田委員、大橋委員、松浦研究員）にて適宜回答を行うこととした。

③本日共有できなかった質問については、講師および事務局にてメールベースで調整することとした。

④なお、柴田部会長からは「部会として質問への回答を吟味するために、当該講習会・研修会の開催に先立って 2 回ほど部会会合にてチェックできるよう、質問の募集と締切を設定すべく事務局で企画されるとありがたい。」旨の発言があった。

（5）二重用途（デュアルユース）品目の対日輸出管理強化に関する影響調査結果について

①事務局より、資料 No.8 に基づき、二重用途（デュアルユース）品目の対日輸出管理強化に関する影響調査結果について、以下要旨の説明があった。

ア．2026 年 1 月 6 日、中国商務部の「産業安全および輸出入管制局（安全管制局）」より、日本向けの両用品目（デュアルユース品目）に対する輸出管理を強化する公告が出され、即日施行されたことを受け、経済産業省産業機械課から本件に関する影響調査の依頼があり、輸出管理部会委員を対象に調査を実施。

イ．18 社中 12 社から回答があり、「影響があり」が 2 社、「影響なし」が

8 社、「すでに当局への回答を終えているため回答を差し替えた」と回答した企業が 2 社であった。
※なお、「影響あり」と回答した 2 社のうち 1 社については、現時点では具体的な影響は出ていないものの、今後影響が出る可能性があるものについての回答。

ウ．影響の内容は、取引先が中国から原料（テルビウム、ディスプロシウム）を輸出する際、中国側の輸出許可取得に時間を要したほか、自動車用パワーステアリング向けモーター用磁石について、現時点では仕入先在庫で対応しているものの、在庫が枯渇した場合には自動車メーカーへの納入が滞るおそれがあるとの懸念が示された。

エ．ある企業からは、今は、修理目的で工作機械や部品を日本へ返送する場合の制約や、中国での修理・保全のために持ち込んだ技術資料が規制対象とならないか後の不安や懸念としている、といった意見が挙げられた。

オ．本調査結果は 1 月 16 日に経済産業省産業機械課へ提出し、同課より「今後追加で回答があった企業については適宜共有してほしい」旨の返信を受領した。

②以上の説明を受けて、委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア．大手企業ほど対策が進んでおり、在庫の積み増しも比較的行われている一方で中小企業では十分に対応しきれていない印象がある。弊社の場合自動車用パワーステアリング関連モーターについて、場合によっては 3 月頃に欠品が生じる可能性があり、今後は対応を工夫していく必要がある。

（6）その他

①事務局より、昨年 2 月に税関へ提出した該当機リストについて、更新をしたく、各社から発表された新機種を対象としたリストの提出を、2～3 月頃に依頼する。あわせて、需要者等による誓約違反事象に関する調査についても、同時期に依頼するので、それぞれ協力をお願いしたい。

②次回（第 8 回）部会を 2026 年 3 月 10 日（火）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

③次々回（第 9 回）部会を 2026 年 4 月 8 日（水）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

以上

配布資料

(1)「中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム活用状況等」調査結果
(2) 2.日工会発行文書の解説【2025 年度】
(3)「特別一般包括許可の活用状況に関するアンケート調査票」調査結果
(4) 2025 年度 海外向け工作機械の輸出管理講習会開催記録

(5) 2025 年度 海外向け工作機械の輸出管理講習会受講者アンケート集計結果
(6) 2025 年度 工作機械の輸出管理講習会 個別相談及び事前質問（2026.01.22）
(7) 2025 年度 工作機械の輸出管理研修会 個別相談及び事前質問（2026.01.22）
(8)二重用途（デュアルユース）物項の対日輸出管理強化に関する影響調査結果
(9).研修会_第４回部会討議反映_260127（大橋）第７回部会審議用